



はい！こちら消費生活センターです

住宅の賃貸借契約トラブルや引っ越し直後の訪問販売に注意！

3月は新大学生や新社会人等が親元を離れ、一人暮らしを始める時期です。住宅の賃貸借契約トラブルについて契約から退去時までの注意点を次に紹介します。

◎契約の際、貸主側から渡される書類の内容(禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項、特約)を必ず確認する。貸主側と一緒に賃貸住宅の現状を確認し、写真やメモで記録を残す。◎入居中に雨漏りやトイレの水漏れ等のトラブルが発生したらすぐに貸主側に連絡する。◎退去する時には精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。「国土交通省：現状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」を参考にする。また、その他に多いのが、引っ越し直後を狙った訪問販売のトラブルで、次に事例と注意点を紹介します。

〈事例〉突然換気扇フィルター販売業者が訪問し、契約するのに不安だったが帰ってほしいと言えず、言われるがまま契約してしまった。クーリング・オフしたい。□○その場ですぐに契約しないようにし、少しでも疑問に感じたり不審に思ったら管理会社などに確認する。○検針票には契約者の個人情報だけでなく、電力契約の切り替えに必要な顧客番号等が記載され、それらの情報がわかれば電力契約の手続きができてしまうため見せないようにする。○事業者から訪問を受けて契約した場合、クーリング・オフができる場合がある。不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

